



梅雨入りの発表があっってから、なかなか雨が降らない日が続きましたが、ここ最近では梅雨らしい天気が続いていますね。さて、6月30日は期末勤勉手当の支給日となっています。

期末勤勉手当の支給率 について

令和4年12月23日に期末勤勉手当の支給割合が改定されていますので、令和5年6月期の支給割合は下記の通りです。

【再任用以外の職員】			【再任用職員】		
期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
1.200	1.000	2.200	0.675	0.475	1.150
※ 勤勉手当における標準の成績率は、 <u>0.985</u> です。			※ 勤勉手当における標準の成績率は、 <u>0.4675</u> です。		

期末勤勉手当支給明細書の見方 について

期末勤勉手当支給明細書

支給年月日 令和 年 6月30日 給料表 級 号給 所属コード 職員番号 氏名

① 給料月額 ② 給料の調整額 ③ 教職調整額 ④ 扶養手当 ⑤ 加算額

①～⑤の合計

⑥ 支給率

①②③⑤の合計

基礎額 期末手当 勤勉手当 総支給額

税率 長期(厚年) 長期(退職等) 短期 介護保険掛金

標準期末手当等の額 雇用保険料 共済貸付返済 財形

法定控除額

手当支給内訳 A口座振込額 B口座振込額 C口座振込額 現金受領額 差引支給額

その他控除内訳 互助会等貸付返済 預金 その他 振替合計

※ 基準日(6月支給分:6月1日)現在の支給額を基に支給されます。

- ① 給料月額 職種による給料表の金額
- ② 給料の調整額 特別支援学級担任に支給
- ③ 教職調整額 教育職員に対して給料月額に4%を乗じた額
- ④ 扶養手当 扶養手当の手当支給額
- ⑤ 加算額

率	行政職	教育職(三)
5%	3級格付(主査)	2級(大学4年卒9年、短大卒11年以上)
10%	4級、5級、6級(補佐級)	2級(大学4年卒27年、短大卒29年以上)・3級
15%	6級(課長級)、7級	校長

⑥ 支給率 基準日以前6ヶ月の在職期間や勤務成績に応じた支給割合

※ ①～⑤の合計の期末手当基礎額と、①②③⑤の合計の勤勉手当基礎額に⑥の支給率を乗じたものの合計が、総支給額になります。支給明細書が届いたらチェックしてみてください。



住民税決定通知書 について



毎年6月頃に学校で配られる下図のような紙、見覚えはありますか？正式名称は「給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書」といいます。今年の6月から来年の5月までに納める住民税の金額が決まったことを知らせる書類です。

令和 年度 給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書 (納税義務者用)		市町村民税	道府県民税	特別徴収税額
所得	(1) 所得	課税標準額	(3) 課税標準額	(4) 税額
所得控除	(2) 所得控除			
摘要欄	(6) 摘要欄			(5) 月毎の住民税

※ 総務省 HP から抜粋。発行元の市町村によって多少の違いがあります。

《 そもそも住民税とは？ 》

毎年1月1日時点で住民票がある都道府県・市町村に対して納める税金のことです。

《 住民税の決定方法は？ 》

- 前年1月1日から12月31日の所得(1) から 年末調整で申告した保険料控除等に基づいた所得控除額(2) を差し引き、住民税の課税対象となる所得(課税標準額)(3) を求める。
- 課税標準額(3) をもとに 住民税の税額(4) を算出する。

市町村	税額控除前所得割額④	… (3) × 住民税率 10% (市町村民税 6%、道府県民税 4%)
	税額控除額⑤	… ふるさと納税等の寄付控除、住宅ローン控除等と調整控除額の合計
	所得割額⑥	… ④税額控除前所得割額 - ⑤税額控除額
	均等割額⑦	… 市町村民税：3,500円
道府県	税額控除前所得割額④	} 上記市町村民税に同じ
	税額控除額⑤	
	所得割額⑥	… 道府県民税：2,000円
	均等割額⑦	… 市町村税⑥・⑦ + 道府県民税⑥・⑦
特別徴収税額⑧		



- 特別徴収税額を基に 今年6月から来年5月までに給与天引きされる住民税(5) が決定。

◎ 摘要欄(6) には、ふるさと納税の控除額等の ⑤税額控除額 について記載されます。ふるさと納税については、ワンストップ特例制度を利用した場合【前年にふるさと納税をした総額 - 自己負担額 2,000円 = 寄付控除額】となっていれば、問題なく控除がおこなわれています。



ワンストップ特例制度とは？

通常ふるさと納税で寄付金控除を受ける場合、確定申告が必要ですが、申告をしなくてもふるさと納税の寄付金控除を受けられる便利な仕組みです。以下の条件に当てはまる場合に利用できます。

- もともと確定申告や住民税申告をする必要のない給与所得者等であること
- ふるさと納税以外に確定申告または住民税の申告を行う必要がないこと
- 年間寄付先が5自治体以内であること

寄付先の自治体に簡単な申請書等の必要書類を申請期間内に提出する必要があります。この制度が適用されると、所得税からの控除は発生せず、翌年の6月以降に支払う住民税から自動的に控除されます。

